

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年3月7日
事業者の氏名又は名称	東栄運輸株式会社(法人番号2500001021736)(代表者 小東一政)
事業者の所在地	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1165番地6
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1165番地6
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年12月20日及び同年12月21日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年3月7日
事業者の氏名又は名称	阿波丸一運送株式会社(法人番号8480001004622)(代表者 濱口和也)
事業者の所在地	徳島県阿波市阿波町東原202-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿波市阿波町東原202-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第17条第1項第2号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年10月11日及び同年10月25日、労働局と合同で監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の5)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年3月19日
事業者の氏名又は名称	有限会社大国(法人番号5490002002998)(代表者 森田義子)
事業者の所在地	高知県高知市塚ノ原150番地8
営業所の名称	南国営業所
営業所の所在地	高知県高知市一宮中町3丁目3-9
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	令和5年12月21日及び令和6年2月16日に、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年3月26日
事業者の氏名又は名称	林田運送株式会社(法人番号7470001009160)(代表者 野角豊弘)
事業者の所在地	香川県坂出市林田町655
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県坂出市林田町655
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年11月15日及び同年12月8日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(7)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(9)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(10)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。